

2018年5月10日

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案 趣旨説明質疑

立憲民主党・市民クラブ 佐々木隆博

立憲民主党・市民クラブの佐々木隆博です。私はただいま議題となりました「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」について、会派を代表し質問を致します。

国会を巡る状況を見ますと、これほどまでにヒドイ状況が次々と発覚していることはかつてありません。異常な事態であります。財務省の「森友文書」改ざん、防衛省の「イラク日報」隠ぺい、文科関係議員による「教育現場」不当介入、厚労省の「働き方改革」虚偽データねつ造、そして、財務省の「セクハラ」疑惑、国家戦略特区を利用した加計学園における「首相案件」等々、国と国民との信頼関係は地に落ちたと言わざるを得ません。政権の長期化が「首相案件」を生み、「官邸の御意向」を生み、「政権の腐敗」を招いた象徴的な状況が、我が国を覆っている証左ではないでしょうか。

政府は、これらの疑惑を解明する責任があります。納得のいく処分をすべきであります。そして自らを処分し辞任すべきであります。

さて、官邸が進める規制改革は、近年、度が過ぎています。業界保護的な規制を改革しようとする当初の取組は、一定程度、国民的理解を得てきたと思いますが、第二次安倍政権発足以降、いのち・くらし・ふるさとを守ってきた決して緩めてはならない規制にまで広がっています。総理は、『60年ぶりの農協改革』とか、『戦後以来の大改革』などと言って、『岩盤規制にドリルで穴をあける』と豪語しておりますが、むしろ、私たちを支えてきた「岩盤」そのものが、総理の胸先三寸で「崩壊」していつているのではないのでしょうか。

農政も同様です。

政府の、未来投資会議や規制改革会議が次々と提言してくる農政改革について、農業関係者の間では、「官邸農政」と表現しています。

農業協同組合法、農業委員会法及び農地法の改正を内容とする平成27年の通常国会に提出され、成立した「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」や、昨

年の通常国会に提出され、成立した農業競争力強化支援法等のいわゆる「農業改革8法」はその象徴です。農協改革は、農協を経済事業に集中させ、准組合員の利用を制限するなど、農協を地域貢献から排除し、農村地域の衰退を加速化させております。もう一つは、「農地」を単に生産手段としてのみ捉え、農地の貸借を容易にする仕組みを構築し、企業の参入に向けて次々と規制を緩和してきております。

農地は国土であり、地域であります。その国土と地域を守る営みこそ農業であります。その営みそのものを、ふるさとそのものを、「改革だ」「岩盤だと」騒いでは破壊していく。「官邸農政」は「ふるさと破壊政策」そのものであり、地域の実態に即した農業政策を一から立ち上げるべきと考えますが、農林水産大臣の見解をお伺いします。

「卸売市場法・食品流通構造改善促進法」について伺います。

平成28年11月11日に「未来投資会議構造改革徹底推進会合『ローカルアベノミクスの深化』会合」と「規制改革推進会議農業ワーキング・グループ」が連名でまとめた意見書「総合的なTPP関連政策大綱に基づく『生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し』及び『生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立』に向けた施策の具体化の方向」において、「中間流通（卸売市場、米卸売業者など）については、国は、抜本的な整理合理化を推進する」、「卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する」と言及されたことから始まっています。その後、取りまとめられた「農業競争力強化プログラム」でも同様のことが述べられております。食品の流通過程において、中間マージンを取得する中間段階は簡略化する、こういった発想により今回の改正案の提出に至る議論が始まったわけであります。

議論の始まりが「時代遅れの規制は廃止する」という、何ら実態に基づかない、決め付けた視点に立脚するため、今回の改正案には、生産者、消費者はどのように考えるかという視点が全く抜け落ちています。そもそも生産者や消費者から生鮮食料品の流通はこうあるべきだ、卸売市場はこうあるべきだ、という制度改正のニーズがあったのでしょうか。改正案を提出するに当たって、卸売市場関係者や流通業者はもとより、農業者や漁業者、消費者の意見をどのように把握したのでしょうか、その中で、どのような弊害や問題点が浮き彫りになったのでしょうか、その弊害や問題点の解決のためにはこの法案しか解決手段はなかったのでしょうか、農林水産大臣の明解な答弁を求めます。

我が国の卸売市場は、きわめてオープンな取引システムであります。出荷者は、国内の生産者あるいは契約者に限られることなく、産地仲買人、他市場の仲卸業者

等の誰もが出荷することができるし、天候、収穫量に応じて出荷量が増減しても、卸売市場において、価格が形成され、全量が販売されております。一方、仕入の側も、小売業者や業務用需要者は、卸売市場において、いつでも必要な品目を、必要な規格の物を必要な量だけ仕入れ、商売をすることができます

今回の改正案では、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事がこれまでの認可・許可から「認定」することとしておりますが、卸売市場における取引ルールの策定は、市場開設者に任せてしまっています。今まで法律で定められていた、「第三者販売の原則禁止」「直荷引きの原則禁止」「商物一致の原則」を市場の取引ルールとして採用するかどうかは、各卸売市場の開設者の判断となります。

しかし、第三者販売の原則禁止の規定こそが、複雑化する食品流通において必要なルールではないでしょうか。第三者販売の原則禁止といったこれまでの卸売市場の取引の根幹のルールがなくなれば、卸売市場外の流通がさらに増えることになるのではないのでしょうか。市場外取引の増加にさらに大きく道を開くような今回の改革が何故必要だったのか、農林水産大臣にその理由をお伺いいたします。

卸売市場では、生産者や農業者団体などから荷を受ける卸売業者と、卸売業者から仕入れたものを小分けするなどして買出人や小売業者に販売する仲卸業者の間で、厳格な価値評価が行われ、それに基づく価格形成が行われています。仲卸業者は生鮮食料品に対して十分な価値評価ができなければ、務まりません。仲卸業者の生鮮食料品に対する評価能力は、日本全国の産地のみならず海外からも集まる同種の商品を見て、取引する、いわゆる目利きを長年にわたって継続することで培われてきたものです。第三者販売の原則禁止のルールがなくなり、大手小売業のバイイングパワーが強まり、仲卸業者を介在しない取引が拡大すれば、仲卸業者の経営に打撃を招くことも想定されます。仲卸業者への打撃は、仲卸業者が担ってきた役割に鑑みると、食品のサプライチェーンの川下の実需者や消費者にとってもマイナスとなるのではないかとの懸念があります。法改正に伴う仲卸業者への影響についての認識を農林水産大臣にお伺いいたします。

さらに、今回の改正案により、地方にある中央卸売市場や、地方卸売市場では、荷が集まりにくくなり、荷が集まらないからさらに売れなくなるという負のスパイラルに陥り、衰退する市場が出てきたり、卸売市場同士の競争が激化したりする可能性があります。卸売市場の集荷力が弱まったところに、物流センターを持つことができる大手小売業チェーンが進出し、従来の卸売市場にとって代わる懸念もあります。中央卸売市場や地方卸売市場の存在意義や開設主体の在り方についてどのよ

うな検討がなされ、どのように対処しようとしているのか、農林水産大臣の見解を伺います。

今回、「食品流通構造改善促進法」の改定も提案されています。改正案では、農林水産大臣が食品等の取引状況について定期的な調査を行い、調査結果に基づき必要な措置を講ずることとしております。農産物については、大口需要者との取引拡大から公正な価格形成の手段とされてきた「せり」による取引の割合は低下している状況にあります。農業生産の不安定さなどにより、弱い立場に置かれることの多い生産者にとって、公正な価格形成に対する国の役割は大きいといえます。農林水産省が行う食品等流通調査の実効性をどのように確保していこうとするのか、農林水産大臣に見解をお伺いいたします。

今回の卸売市場法の改定は、市場の再編や流通の合理化に重点が置かれ、農業者、漁業者にとっては、農林水産物が適切に評価され、消費者にとっては、安全性が確保された多種多様な食品が必要なときに購入できる、そういった食品流通の仕組みを維持していく視点に欠けています。

アドバイザー・グループである規制改革推進会議や未来投資会議等が、各省の審議会を飛び越えた政策決定を多く行っています。行政府の最高意思決定機関は官邸ではありません、閣議です。農林水産省のみならず、各省はもっと現場の声に寄り添うべきであることを申し上げ、質問を終わります。

以上